



後期高齢者医療制度のお知らせ

制度

【高額介護合算療養費について】

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が「病気にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が次の基準額(限度額)を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。(後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額が0円の場合、対象となりません。また、支給額が500円未満の場合も支給されません)

自己負担限度額は、次のとおりです。
▽負担割合3割・現役並み所得者区分Ⅱ67万円

▽負担割合1割・一般区分Ⅱ56万円
▽負担割合1割・住民税非課税世帯Ⅱ31万円

▽負担割合1割・住民税非課税世帯、かつ世帯全員の所得が0円、または老齢福祉年金を受給Ⅱ19万円

なお、手続きには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

【医療費通知の送付について】

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めてもらうために、皆さんの医療費を半年ごとにまとめ、通知を希望する人に送付しています。(この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりに使えません)

次回の発行は3月(平成23年7月から12月の医療費が対象)に行います。すでに発行を希望している人には、継続して発行しますが、新たに発行を希望する人は電話での手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601、保険医療係 ☎内線118・120

相談

休日公証相談の開催

釧路公証人役場では、休日公証相談を開催します。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

なお、相談を希望される人は、1月20日(金)までに電話で予約をしてください。

●日時／1月22日(日)10時から16時
●場所／釧路公証人役場(釧路市末広町7丁目2番地、金森ビル1階)

所得税の還付申告は1月25日から…申告はお早めに

町では、平成23年分所得税の還付申告を1月25日(水)から受け付けます。年末調整を受けたサラリーマンでも医療費控除などの申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合がありますので、該当する人は必要書類を持参して申告してください。

- 受付時間／9時から17時
- 受付場所／税財政課課税係(釧路税務署では1月4日(水)から還付申告を受け付けます)

なお、確定申告については2月16日(木)から3月15日(木)までの受け付けですが、この期間は非常に込み合いますので、還付申告は早めに済ませましょう。

次のような場合に所得税が還付されます

【医療費控除】

病気やけがにより支払った医療費から、保険金などで補てんされる金額(健康保険の高額療養費の支給金や生命保険契約の入院給付金など)を差し引いた金額が、10万円または所得金額の5割のうち、どちらか少ない額を超えて支払った場合

●相談内容／遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費、慰謝料、財産分与など

●申し込み・問い合わせ／釧路公証人役場 ☎0154-25-1365

暮らし

1月10日は「110番の日」

110番(緊急電話)は釧路方面本部通信指令室に直接つながり、即時に厚岸警察署や付近をパトロール中の警察車両に連絡が入るシステムとなっています。

110番で質問する主な内容は次のとおりですので、緊急時には、落ち着いて答えてください。

- ▽何がありましたか？
- ▽事件・事故、当事者・目的者等
- ▽いつのことですか？
- ▽何時何分頃、通報する何分前等
- ▽場所はどこですか？
- ▽地番、近くにある建物、目印等
- ▽犯人の特徴はわかりますか？
- ▽特徴、車のナンバー、凶器の有無等
- ▽状況を説明できますか？
- ▽被害・負傷状況、被害品等
- ▽通報者(あなた)の連絡先は？
- 住所、氏名、電話番号等

正しい110番が犯人逮捕につながります。皆さんのご協力をお願いします。

●問い合わせ／厚岸警察署地域交通課 地域係 ☎52-0110



そのほか、控除の区分により次の書類が必要です。

▼医療費控除／医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額のわかるもの

▼住宅借入金等特別控除／住民票、家屋の登記事項証明書(家屋の敷地を同時に取得している場合は、その敷地の登記事項証明書も必要)、請負契約書の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
※増改築または中古住宅の購入の場合は、必要な書類が異なる場合もあります。

▼寄附金控除／寄附をした団体等からの受領書、寄附をした団体等が寄附金控除の該当団体であることの証明書等の写しなど
※寄附金により必要な書類が異なります。

詳しい内容は、税財政課課税係までお問い合わせください。
●課税係／☎内線135・141

東日本大震災により被害を受けた人へ

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、『雑損控除』または『所得税の減免又は免除』を受けることができます。

また、事業所得者などの有する棚卸資産や事業用資産などに被害を受けた人については、損失額を必要経費に算入することができます。

なお、一定の条件において、『雑損控除』が控除しきれない場合、または、事業用資産等に損失があり純損失が生じる場合には、5年間繰り越すことができます。

詳しくは、国税庁のホームページの『東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取り扱いについて』をご覧ください。
●釧路税務署／☎0154-31-5100



おかげさまで全道15店舗 本年もどうぞよろしくお願い致します!

高価買取 新春フェア

金 ダイヤモンド

通常買取価格より **50%アップ** <1/5(木)~9(月)まで> ※金、プラチナに限ります

眠っている貴金属、ギフト券はございませんか?

査定だけでもお気軽にお越しください

営業時間/10時~18時 定休日/火・水曜日

本店・姉妹店	中標津店 稚内店 稚山店 帯広店 倶知安店 美幌店 伊達店 網走店 深川店	金・プラチナ・地金 買取専門店 フクハラ店内 プラチナ厚岸店 港町4丁目166番地 ☎0153-52-0585
--------	---	---